

愛知県高等学校教育改革実行計画（仮称）検討会議設置要綱

（目的）

第1条 文部科学省が示す高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）を踏まえ、愛知県における高校教育改革の実行計画を策定するため、愛知県高等学校教育改革実行計画（仮称）検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

（1）実行計画の策定に関すること。

（2）その他、検討会議の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（構成）

第3条 検討会議は、別表に掲げる委員により構成する。

2 検討会議には座長及び副座長を置く。座長及び副座長は委員の中から互選する。

3 座長は必要に応じて、専門的な事項について検討するためのワーキンググループを設置することができる。

（運営）

第4条 検討会議は教育委員会教育長が招集するものとする。

2 座長は、会議を総括し、会議の進行に当たる。

3 副座長は、座長を補佐し、座長が不在のとき又は座長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議の公開）

第5条 会議は、非公開で行う。

（設置期間）

第6条 検討会議の設置期間は令和8年5月1日から令和9年3月31日までとする。

（庶務）

第7条 検討会議の庶務は、教育委員会事務局教育部あいちの学び推進課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。